

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は
e-Taxで!!



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈紫陽花〉

—令和5年度事業計画・収支予算報告—
—インボイス制度に関する改正について—

2023.6・7
No. **582**
令和5年

令和5年度事業計画	3
令和5年度収支予算報告	4
事業ア・ラ・カルト(講習会・セミナー・理事会等)	5
コロナ禍で考える安心・安全な暮らし	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

6月・7月(8月)実施予定の主な事業について

■ 一般参加可能行事

■ 地域・社会貢献活動

- 6月2日 租税教室（代々木山谷小学校）
＜青年部会＞
- 6月2日 簿記講習会（第14日）
- 6月5日 健康診断（第1日）
- 6月6日 簿記講習会（最終日）
- 6月6日 健康診断（第2日）
- 6月15日 税務相談会
- 6月16日 第11回通常総会
- 6月20日 租税教室（神宮前小学校）
＜青年部会＞
- 6月26日 救急救命講習会
- 6月26日 健康診断（第3日）
- 6月27日 健康診断（第4日）
- 6月28日 健康診断（第5日）
- 6月29日 健康診断（第6日）
- 7月6日 決算書読み解きトレーニング
- 7月4日 租税教室（神南小学校）
＜青年部会＞
- 7月24日 第2回理事会
- 7月24日 福利厚生制度説明会・役員懇談会



法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆申込先 東京法人会連合会

事業課：TEL 3357-0771

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
2. 申込み状況によってはお断りする場合があります。
3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。

※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。

4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆相談料 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い

◆相談資格 都内各法人会の会員企業および代表者等（同一法人：月1回まで）

◆相談内容 法律全般（相続等、会社業務以外の相談も可 近隣トラブル等は不可）

◆相談担当 成和パートナーズ法律事務所(新橋)

港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室

TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分

JR：新橋駅烏森口徒歩7分

東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしていません。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和5年6月22日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 大会議室

日時 令和5年7月26日(水)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

令和5年度事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日



I 令和5年度活動理念

公益社団法人渋谷法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者団体である」という法人会の理念の下、公益法人としての使命を達成するために一体となり組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては原点である「税」に関する活動の充実を図るとともに、法人会活動の更なる活性化のために、会員確保及び財政の健全化への対応に力を注ぎ、地域の発展と活気にあふれ信頼される法人会の確立をめざすために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組む。

II 基本方針

1、公益と社会貢献

健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進し、以て公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

さらに公益法人として、民間が担う公益の目的を果たすべく取り組みを行う。

2、税務行政への協力

税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局間の相互理解・信頼の醸成に努め、また広く納税意識と税知識の普及啓蒙を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

さらに、e-Tax・eLTAX普及のために、税務当局及び税務関係団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業100%を目標に、より一層の利用率向上、キャッシュレス納付の利便性、マイナンバー制度の周知に努める。

3、租税負担の合理化

中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

4、企業経営の健全化

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、経営、経理、労務及び税務に関する研修会、講習会の事業活動を積極的に行う。

5、広報活動の推進

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

ホームページや会報等の充実を図るとともに、マス

コミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業については積極的なプレスリリースを行う。

6、福利厚生制度の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

7、部会活動の充実

青年部会・女性部会・源泉研究部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や介護支援セミナーの開催等、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

8、組織の充実強化並びに法人会体制の整備

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員増強月間を設けるとともに、退会防止に努めながら、役員一人1社を目標に、全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、特に会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。

9、新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、事業者によっては事業継続に多大な影響を受けており、回復には時間がかかると見込まれます。

法人会としても、政府等が行う緊急経済支援策や、納税猶予等の支援策、給付金等に関する情報の発信、法人会アドバイザーによる無料税務相談会の開催、各種研修動画の配信など、ホームページの充実を図りながら積極的に情報提供を行う。

令和5年度収支予算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位 円)

科 目	当年度(a)	前年度(b)	増減(a) - (b)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100,000	100,000	0
特定資産運用益	1,000	1,000	0
受取会費	36,800,000	37,800,000	△ 1,000,000
事業収益	2,500,000	2,800,000	△ 300,000
受取補助金等	26,413,000	27,192,000	△ 779,000
受取負担金	7,200,000	7,200,000	0
雑収益	500,500	500,500	0
経常収益計	73,514,500	75,593,500	△ 2,079,000
(2) 経常費用			
① 事業費	57,006,439	54,585,078	2,421,361
② 管理費	22,872,832	18,938,769	3,934,063
経常費用計	79,879,271	73,523,847	6,355,424
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,364,771	2,069,653	△ 8,434,424
当期経常増減額	△ 6,364,771	2,069,653	△ 8,434,424
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,364,771	2,069,653	△ 8,434,424
法人税、事業税、住民税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,434,771	1,999,653	△ 8,434,424
一般正味財産期首残高	642,542,990	640,543,337	1,999,653
一般正味財産期末残高	636,108,219	642,542,990	△ 6,434,771
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金（全法連・東法連）	26,413,000	27,192,000	△ 779,000
受取全法連補助金	24,913,000	25,392,000	△ 479,000
受取東法連補助金	1,500,000	1,800,000	△ 300,000
一般正味財産への振替額	△ 26,413,000	△ 27,192,000	779,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	636,108,219	642,542,990	△ 6,434,771

**法人会
事業
アラカルト**

令和5年度初級簿記講習会始まる!

渋谷法人会では、4月7日(金)より渋谷法人会館において、午後3時から5時まで、令和5年度の初級簿記講習会を開催しており、6月6日に終了する。講師は、今年も税理士の芝村 礼子氏に担当していただいている。受講者は19名



講師：芝村礼子氏



簿記講習会

**財務委員会及び、
令和5年度第1回理事会を開催**

6月16日(金)開催の総会に向けて5月10日(水)、財務委員会を開催して令和4年度収支決算報告等について審議し、5月15日(月)開催の令和5年度第1回理事会に報告、承認を受け、他の議案とともに6月16日(金)開催の第11回通常総会において、審議いただく。



肥海副署長挨拶・理事会



永島第一統括官挨拶



松井財務委員長挨拶



財務委員会



会長挨拶理事会



第1回理事会

ビジネスマナー基礎講座を開催

去る4月26日(水)午後2時より、渋谷法人会館において、ビジネスマナー基礎講座を開催した。

このセミナーは新入・若手～中堅社員の方々が、マナー三大原則の身だしなみ、挨拶、言葉遣いを始めとして、信頼される電話対応、印象に残る名刺交換など、具体的な講義と実習を通じて「社会人・ビジネスパーソンとしての心得」を学んでいただくことを主眼として開催した。講師は、Blooming place代表で、しあわせ会話力養成コーチの松田美紀氏。出席者は14名。



講師：松田美紀氏



ビジネスマナー基礎講座

部会だより

源泉研究部会事業報告会を開催

去る4月12日(水)午後2時から、令和4年度渋谷法人会源泉研究部会事業報告会を開催した。事業報告会では、令和5年度事業計画、令和4年度事業報告、について審議し、承認可決した。

令和4年度は、コロナ禍にはあったものの、ほぼ計画通り研修会等を開催し、出席者も少しずつ増加傾向になってきている。5年度は、行動制限は無くなったものの油断せず、注意して開催していくことになった。事業報告会出席者は、14名。



長島会長挨拶



肥海副署長祝辞



新居部会担当副会長挨拶



西村部会長挨拶



第11回源泉研究部会事業報告会

事業に参加することがメリットにつながる

消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月

おさえたい /



4つのポイント

ポイント1
免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の

2割に軽減

詳しくは、P2

一定規模以下の事業者の方

ポイント2

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

すべての事業者の方

ポイント3

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

これから登録される
免税事業者の方

ポイント4

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、P4

重要 インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額）に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができるとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ

【2割特例】
売上上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・仕入税額の特別計算不要
・戻金に相当する売上税額の一部2割を納付
・事務の届出が必要
・申告の届出が必要

【一般課税】
売上上げに係る消費税額から
仕入れに係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入税額の特別計算不要
・戻金に相当する売上税額の一部2割を納付
・事務の届出が必要

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- つまり「基準期間※の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント 2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント 3

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要



すべての事業者の方が対象！

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント 4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けが可能です。
 ※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。
 なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受けると、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以内の登録を受けるとして事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなります。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



見直し③

課税期間の初日から登録を受けると、登録申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。
 ●翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
 ●翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関するQ&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
 （個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



国 税 庁 [法人番号]7000012050002

法人会会員企業の役員・従業員の皆様の為の福利厚生施設

ラフォーレ倶楽部

ラフォーレ倶楽部は、企業・法人が契約する法人会員制倶楽部。会員企業の社員の方は、メンバー料金でホテルを利用できます。また、個人での利用のほか、企業の研修や会議、セミナーやイベント等の法人単位の団体利用も可能です。リゾートにおける豊かな自然環境と充実したホテル設備を利用した様々な利用方法があります。



富士リゾートホテル山中湖*
山梨県南都留郡山中湖村平野1256-1
☎0555-65-6711

客室数
105室(220名収容)

客室
スーパーリアルーム(2名用)／和洋室(4名用)／プレミアールーム(温泉付)(2名用)／ドッグフレンドリールーム和室(4名用)／エグゼクティブスイート(2名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～
◎1泊朝食付: 大人 9,750円～
◎1泊2食付: 大人 18,250円～(洋食)

交通
新宿より中央高速バスにて約135分、山中湖ターミナル(旭日丘)停留所下車。旭日丘より送迎バス約15分(要予約)。

プレミアールーム

軽井沢リゾートホテル*
長野県北佐久郡軽井沢町長倉4339
☎0267-44-4489

客室数
142室(298名収容)

客室
スーパーリアルーム(2名用)／和室(2～3名用)／プレミアールーム(温泉ビューバス付・温泉露天風呂付)(4名用)／ドッグ対応コテージ(2名用)／ジュニアスイート(2名用)／エグゼクティブスイート(2名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～
◎1泊朝食付: 大人 10,180円～
◎1泊2食付: 大人 19,680円～(洋食)

交通
北陸新幹線・軽井沢駅下車、タクシーまたは送迎車(要予約)約15分。または、しなの鉄道・中軽井沢駅下車、タクシーまたは送迎車(要予約)約5分。

スーパーリアルーム

伊豆リゾートホテル修善寺*
静岡県伊豆市大平1529
☎0558-72-2011

客室数
128室(276名収容)

客室
スーパーリアルーム(2名用)／和室(2名用)／和洋室(4名用)／スーパーリアルーム(温泉付)(2名用)／デラックスルーム(温泉露天風呂付)(2名用)／プレミアールーム(温泉露天風呂付)(2名用)／ドッグフレンドリー[スーパーリアルーム(2名用)・和洋室(4名用)]／ドッグフレンドリーガーデンスイート(2名用)／ジュニアスイート(2名用)／エグゼクティブスイート(2名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～ ◎1泊朝食付: 大人 9,750円～
◎1泊2食付: 大人 18,250円～(洋食)

交通
東海道新幹線・三島駅より伊豆箱根鉄道に乗り換え修善寺駅下車、送迎バス約25分。

スーパーリアルーム

琵琶湖リゾートホテル*
滋賀県守山市今浜町十軒家2876
☎077-585-6300

客室数
274室(596名収容)

客室
スーパーリアルーム(2名用)／和室(4名用)／デラックスルーム(2名用)／プレミアールーム(温泉付・温泉ビューバス付)(2名用)／ドッグフレンドリールーム(2名用)／ジュニアスイート(2名用)／エグゼクティブスイート(2名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～
◎1泊朝食付: 大人 9,750円～
◎1泊2食付: 大人 18,750円～(洋食)

交通
JR琵琶湖線・守山駅下車、路線バス約40分またはJR湖西線・堅田駅よりタクシーまたは、送迎バス約15分。

デラックスルーム

南紀白浜リゾートホテル*
和歌山県西牟婁郡白浜町2428
☎0739-43-7000

客室数
182室(380名収容)

客室
スーパーリアルーム(2名用)／和室(4名用)／和洋室(4～5名用)／デラックスルーム(2名用)／プレミアールーム(温泉ビューバス付)(2名用)／ジュニアスイート(2名用)／エグゼクティブスイート(2名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～
◎1泊朝食付: 大人 9,750円～
◎1泊2食付: 大人 18,250円～(洋食・和食)

交通
京都・新大阪・天王寺よりJR特急にて紀勢本線・白浜駅下車、タクシー約10分。または、南紀白浜空港よりタクシー約7分。

プレミアールーム

コートヤード・バイ・リゾートホテル白馬*
長野県北安曇郡白馬村北城2937
☎0261-75-5489

客室数
72室(294名収容)

客室
スーパーリアルームツイン(2名用)／和洋室スーパーリアルームツイン(3～4名用)／デラックスツイン(2名用)／和洋室デラックスツイン(4～5名用)／ドッグフレンドリールーム(3名用)／プレミアールーム(温泉付)(3～4名用)

宿泊料金
◎素泊まり: 5,500円～
◎1泊朝食付: 大人 9,350円～
◎1泊2食付: 大人 17,850円～(洋食)

交通
JR大糸線(新宿より直通あり)・白馬駅下車、タクシー約10分。または、北陸新幹線・長野駅より特急バスにて白馬駅下車、タクシー約10分。

プレミアールーム

電子納税、電子申告を活用しよう

● 利用対象者

法人会会員企業の役員・従業員とその家族。

● 予約開始日

ご予約は利用日の4か月前の月の1日 9:00から、
※トップシーズンは予約方法・予約開始日が異なります。

● 予約方法

東法連ホームページの会員専用ページをご覧ください。

[WEB] <http://www.tohoren.or.jp>

※会員専用ページをご覧いただく際には、ログインIDとパスワードが必要になります。
ご不明な場合は、所属法人会へお問合せください。

◆ アメニティグッズご持参のお願い ◆

当社では「プラスチック資源循環促進法」に基づき、「歯ブラシ・かみそり・ヘアブラシ・シャワーキャップ」の4アイテムについて、ご自宅でご使用のものをご持参をお願いしております。

● 利用当日

フロントで企業名を確認いたしますので、健康保険証など企業名を明らかにできるものをご持参ください。

● キャンセル料

利用日の前週同曜日の17:00以降キャンセル料が発生します。

※団体利用、トップシーズンの利用はキャンセル料発生日が異なります。ご予約の際にご確認ください。

*チェックインの際、デポジットとしてクレジットカードのプリントまたは現金をお預かりさせていただきます。また、ラフォーレ倶楽部会員料金でご利用の場合、Marriott Bonvoy™会員特典の対象外となります。
※掲載の料金は、定員利用時1名様あたりの料金で、消費税・サービス料込の総額表示です。別途入湯税(松尾を除く)を申し受けます。※ホテル・日程により1泊2食付のご予約に限らせていただく場合がございます。※シーズンごとに各種プランをご用意いたします。詳しくはラフォーレ倶楽部WEBサイトをご覧ください。※写真はイメージです。※掲載の内容は2023年3月時点のものです。

ラフォーレ倶楽部内のスポーツ・レジャー施設



リゾートホテル
ラフォーレ那須

栃木県那須郡那須町湯本206-959
☎0287-76-3489



客室数

118室(470名収容)

客室

洋室(2名用)/和室(4名用)/和洋室(4名用)/コテージ(6~7名用)/デラックスルーム(2名用)/ドッグコンフォートコテージ(2~5名)/ドッグコテージ(2~5名)

宿泊料金

◎素泊まり: 4,500円~
◎1泊朝食付: 大人 7,250円~
◎1泊2食付: 大人 13,300円~(和洋コース)

交通

東北新幹線・那須塩原駅下車、送迎バス約30分(要予約)。



ラフォーレ倶楽部
箱根強羅 湯の楼

神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320
☎0460-86-1489



客室数

44室(178名収容)

客室

和室(4名用)/和洋室(2~6名用)/プレミアールム(温泉付・温泉露天風呂付・温泉露天風呂付ダブルルーム)(2~6名用)

宿泊料金

◎素泊まり: 6,500円~
◎1泊朝食付: 大人 9,800円~
◎1泊2食付: 大人 19,700円~(和フレンチ)

交通

東海道新幹線または小田急線・小田原駅より箱根登山鉄道に乗り換え強羅駅下車。強羅駅よりケーブルカーに乗り換え中強羅駅(右手)下車、徒歩約5分。



ラフォーレ倶楽部
伊東温泉 湯の庭

静岡県伊東市猪戸2-3-1
☎0557-32-5489



客室数

84室(360名収容)

客室

和室(2~3名用)/和室ベッドスタイル(2~3名用)/プレミアールム(温泉付)(3~5名用)

宿泊料金

◎素泊まり: 4,500円~
◎1泊朝食付: 大人 7,800円~
◎1泊2食付: 大人 15,850円~(和食)

交通

東海道新幹線・熱海駅より伊東線に乗り換え伊東駅下車、徒歩約8分。(東京より直通JR特急「踊り子」号あり)



ホテルラフォーレ修善寺

静岡県伊豆市大平1529
☎0558-74-5489



客室数

212室(1,212名収容)

客室

デラックスルーム(2・3名用)/コテージ(2~12名用)/ドッグコテージ(4~5名用)/温泉露天風呂付湯宿 山紫水明(3~5名用)

宿泊料金

◎素泊まり: 4,500円~
◎1泊朝食付: 大人 7,500円~
◎1泊2食付: 大人 15,000円~(和食)

交通

東海道新幹線・三島駅より伊豆箱根鉄道に乗り換え修善寺駅下車、送迎バス約25分。



ラフォーレ修善寺&
カントリークラブ

静岡県伊豆市大平1529
☎0558-74-5489



コース

18ホール/パー 72 / 6,201ヤード

付帯施設

ゴルフ練習場/バットイング練習場/アプローチ練習場

ゴルフプレイ料金

1ラウンド(セルフプレイ)/1名様(3,4名様1組)

◎平日: 5,500円(4,950円)
◎土曜・特定日: 12,100円(8,250円)
◎日曜・祝日: 9,900円(8,250円)

※オフシーズン 1/5~3/10 ()はオフシーズン料金

交通

東名高速・沼津ICまたは新東名高速・長泉沼津ICより伊豆縦貫道経由、天城北道路・大平ICより約7km。
※掲載の料金のほかに、1ラウンドあたりゴルフ場利用税(800円)・ゴルフ振興基金(50円)を申し受けます。



森トラストグループゴルフ場

ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部

千葉県山武市松尾町八田1563
☎0479-86-6400

コース

18ホール/パー 72 / 6,561ヤード

付帯施設

ゴルフ練習場/バットイング練習場

ゴルフプレイ料金

1ラウンド(セルフプレイ)/1名様(4名様1組)

◎平日: 7,700円
◎土曜・日曜・祝日: 13,750円

交通

千葉東金道路・松尾横芝ICより約0.8km。

※12/31は特別プラン料金、1/1は休場日となります。
※掲載の料金のほかに、1ラウンドあたりゴルフ場利用税(900円)を申し受けます。



事業に参加することがメリットにつながる

無期転換ルールに関する見直し

1. はじめに

有期労働契約では、契約の更新に上限を設けることがあります。更新上限の設定は、それ自体としては違法となるものではありませんが、当初契約の後に契約更新のタイミングで更新上限を新たに設定する場合には、その時点で更新の期待を有する労働者に不利益をもたらすことから紛争の原因となることもあります。

2. 更新上限の有無や内容等の明示の義務化

令和4年8月30日付「多様化する労働契約のルールに関する検討会報告書」（以下、「報告書」という）では、紛争の未然防止や解決促進のため、以下2点の措置が適当であるとされています。

- ① 更新上限の有無及びその内容の労働条件明示の義務づけ
- ② 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合には、労働者からの求めに応じて、上限を設定する理由の説明の義務づけ

3. 契約締結後の更新上限設定の有効性

有期労働契約が締結された後に更新が重ねられると、労働者としては現在締結している有期労働契約が次もまた更新されるであろうと期待をするのが通常です。このような期待に合理的理由があると認められる場合には、いわゆる雇止め法理が適用されることとなります。

有期労働契約の更新時に契約更新の合理的期待が認められる場合において、更新上限の設定が有効に認められるのかという論点があります。

この点について、近時の裁判例の中には、「労働者は、労働契約上、会社の指揮命令に服すべき立場に置かれ、自らの意思決定の基礎となる情報を収集する能力も限られるため、自らに不利益な内容の合意も受入れざるを得ない状況に置かれる場合がある。」という認

— 更新上限の有無や内容等の明示の義務化 —

社会保険労務士 安藤 貴裕

識のもとに、「例えば、有期労働契約が反復して更新される間に、労働者が既に契約更新への合理的期待を有するに至った場合において、新たに更新上限を定めた更新契約を締結するようときは、上記の観点から、労働者が新たに更新上限を導入することを自由な意思をもって受け入れ、既に有していた合理的期待が消滅したといえるかどうかについて、単に労働者の承諾の意思表示の有無のみに着目するにとどまらず、慎重に判断すべき場合があると解される。」と判示するものもあります（東京高判令和4年9月14日）。

報告書でも同様な問題意識のもとに契約更新のタイミングで更新上限が設定された場合、多くの場合に労働者は同意を余儀なくされることから、司法判断においては、自由意思による同意の有無について厳格に認定される傾向があるとし、これを踏まえ、会社が更新上限の有無及び内容の明示をしたことや労働者が更新上限条項に異議を唱えず契約更新に応じたことのみでは、更新上限について有効な合意が成立したとは認められず、更新の合理的期待は必ずしも消滅しないとされています。

4. 契約締結後の更新上限の設定理由の説明義務が果たす効果

2024年4月制度改正で念頭に置かれている契約締結後の更新上限の設定理由の説明義務は、必ずしも契約更新の合理的期待が認められる有期労働契約だけを対象にしたものではありませんが、私見としては、契約更新時に契約更新の合理的期待が認められる有期労働契約であっても、会社が労働者に対して一定期間が満了した後に契約を更新する意思がないことを、更新上限を設定した理由とともに明示・説明のうえで労働契約の申込の意思表示をし、労働者がその旨を十分に認識した上で承諾の意思表示をして、会社と労働者との間で更新上限を明示した労働契約を締結するに至ったのであれば、労働契約法の雇止め法理を潜脱することなく、有効に契約更新の合理的期待の放棄が認められるべきであると考えています。

このような意味で、報告書が求める契約締結後の更新上限の設定理由の説明義務は、契約更新の合理的期待の有無を巡る雇止め法理の適否に関する紛争を予防する効果が期待できるといえます。

米国に住む友人と久しぶりに会った。彼は飛行機を降りた瞬間から“日本流”を心がけマスクを着用しているが、母国ではすでに見ることがない光景だと強調していた。新型コロナウイルスの感染が収まったわけではない。この対応の違いは何だろうか。国民性としか答えはない。

そういえば東日本大震災の時、諸外国から驚きの称賛があったのは、店舗を襲うなどの暴動が日本で起きなかったことである。災害に乗じて自身の利益を得ようとする人は日本にはほとんどいない。逆に被災者の役に立ちたいと思う人ばかりだった。これも国民性の違いが結論だと思うと悲しすぎる。

震災時、私が揺れを感じたのは、東京・大手町の地下鉄ホームだった。地震のアナウンスで一斉に改札口に人が殺到したが、誰もがパスモ(スイカ)を自動改札に触れてから出ていく。こんな非常事態でも決められたことを守るのが日本人なんだと、つくづくと自分には欠けている真面目さを感じた。

新型コロナウイルスは別にして、自然災害、交通事故、犯罪など身の回りには気が付かない危険が潜んでいる。だが、コロナ以外に対する危機意識は低い。安全を日頃から意識して備えることで安心があるのだが、直面しないと後回しになってしまうのが現実だ。ただ、企業はそうはいかない。存続するため事業継続計画(BCP)が必要だし、これだけは定めておかなければいけない。

空気と安全はタダではない

取材を通して安全な暮らしについて考える機会があった。日々の生活の中で実に多くの製品を使用しているが、製品安全も意識することがない。普通に使えて当たり前であり、メーカーへの信頼もあるからだ。ただ、製品安全を所管する経済産業省で聞くと、重大製品事故は年間約1,000件の発生があり、そのうちの3割は使う側の誤使用や不注意だという。しかも高齢者による割合がかなり高いそうだ。言い換えると7割は製品に問題があるということで、やはり買う側も安全を意識して購入しなければならない。特に安価な製品など、価格のみを重視して購入するのは慎重さが必要だ。コロナ禍で購買機会がネットに向き、さらに海外製品を直接購入することもできる。同省では代理店を通さずに海外から直接入る製品の事故発生は把握しにくく、対策が必要だと強調していた。

安全で安心に暮らせる社会を構築するには災害・防犯の備えとメーカーの製品安全への取り組み、さらには消費者側の意識を高めることが不可欠になる。冒頭の友人いわく、日本は何を食べてもおいしいし何よりも安全だという。犯罪面から見れば確かに日本は安全かもしれないが、他の面からの安全はどうだろう。

空気と安全はタダだという意識があったが、時代の変化はそれらのものを有料化した。そして目に見えないウイルス感染が世の中の仕組みを大きく変えつつある。防衛の問題を入れると話が複雑になるが、企業活動を含め全てのベースになる安全をもう一度見直してみようと考えている。

【著者紹介】海部隆太郎(かいべ・りゅうたろう)法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

令和5年3月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(株)スーパーソフトウェア	船木 俊介	恵比寿南1-2-11	6721-7105	ソフトウェア開発
2	(株)かどたフーズ	門田 薫	恵比寿西1-1-2-B1	3780-1080	飲食店
2	アールツーインターナショナル合同会社	公門 理沙	恵比寿西2-19-9		国際音楽レーベル
3	(株)BORUTO	横山 浩基	渋谷2-2-4	6823-0711	電気工事業
4	(株)京屋コンサルタント	鎌瀬 輝雄	道玄坂1-10-8		サービス業
区外	ノーラックス(株)	那須野宏樹	品川区西五反田1-26-2	6875-6314	IT
区外	アトリエ Kei	宗村 恵子	品川区北品川3-5-26		

令和5年4月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	小林社会保険労務士法人	小林 修	渋谷1-3-18	4362-8309	社会保険労務士
6	(株)ウィルビル	竹之山 昭	富ヶ谷2-2-17	6407-9345	不動産業
区外	(株)地球人	鄭 充子	新宿区喜久井町36	6388-5006	貿易

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

6・7月



『子午線』（しごせん）

子午線は北極と南極をまっすぐ結ぶ線で、経線のことだ。「子午」は十二支の子と午のことで、北が子で南が午だ。

1884年、英・ロンドンのグリニッジ天文台を通る線が国際基準の経度ゼロと定められた。これを本初子午線と呼ぶ。86年、明治政府は兵庫県明石市を通る東経135度を日本標準時子午線と勅令で定め、7月12日に閣僚が署名、翌日発布された。世界標準時との時差は9時間だ。

日本の子午線は京都府から和歌山県まで3府県を通る。1910年、明石市内の小学校教員らが寄付を集めて子午線標識の石柱を建てた。その後も、市内には次々と標識が建てられ、60年には子午線上に高さ54mの時計台を持つ市立天文科学館が開館した。明石が「子午線のまち」として定着したのは、市民らの熱い思いがあった。

『アンネの日記』

アンネ・フランクは1929年、ドイツのフランクフルトでユダヤ系ドイツ人の両親の次女として生まれた。33年、ヒトラーが政権を取ると、ユダヤ人への迫害が始まり、翌年、一家はオランダ・アムステルダムに移住した。

42年6月12日、13歳の誕生日に日記帳を贈られたアンネ。翌月、オランダを占領したナチスのユダヤ人狩りから逃れるため、一家は隠れ家に身を隠した。アンネはこの隠れ家での生活を活写。戦時の暮らしだけでなく、思春期の女の子の日常と感情を率直につづった。だが、44年8月、密告により一家は見つかり、強制収容所へ。アンネは半年後の45年3月ごろ亡くなったという。

日記は唯一生き残った父が47年に出版。世界的なベストセラーとなった。2009年、ユネスコの世界記憶遺産に登録された。

メールアドレスを登録しよう



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和5年7月1日時点)



- 注意事項**
- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。
 詳細は主税局HPをご覧ください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)

eLTAX電子納税が大変便利です～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

●**クレジットカード納付が可能!!**

法人事業税・法人都民税等の都税は、ペイジー納付やダイレクト納付の他に、クレジットカード納付が可能です。

eLTAX電子納税での納付方法が増えました!!

●**ダイレクト納付が可能!!**

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

都税の納税証明・評価証明の申請には電子申請をご活用ください!

◆電子申請が可能な証明等

- 納税証明 (車検用納税証明は除きます)
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 23区内の土地・家屋名寄帳
- 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●納税義務者本人 ●法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ●上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 【個人の方】納税義務者本人 【法人の方】法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン ※Windows以外のOSではご利用になれません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンと専用アプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。

振替納税を利用しよう

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 各種電子証明書 ※ICカードタイプはICカードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ※パソコン又はタブレット端末から申請する方もアプリの取得が必要です。 マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号）が必要です。 ※法人の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応ATMから納付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード ※対応ブランドはVISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClubです。

申請可能な証明等の種類や詳細な手続Q&Aについては、東京都主税局ホームページをご確認ください。



共同申請



スマート申請

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

◆申告

- 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- 郵送（所管事務所宛）

◆納税

- スマートフォン決済アプリ
- ペイジー（インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM）
- クレジットカード納付
- eLTAX電子納税
- 口座振替



主税局HP

◆申請・届出

- 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- 郵送（所管事務所宛）

◆証明等の取得

- 郵送 〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- 電子申請
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
 - ・スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

しぶや法人No.581
ナンバープレースパズル◎解答

解答

A	B	C	D	E
3	9	8	1	6

8	6	9	4	5	2	7	3	1
4	1	7	3	8	9	5	2	6
2	3	5	7	6	1	9	4	8
6	5	4	1	7	3	8	9	2
9	8	3	5	2	4	6	1	7
1	7	2	6	9	8	3	5	4
7	9	6	2	1	5	4	8	3
3	2	8	9	4	7	1	6	5
5	4	1	8	3	6	2	7	9

◎当選者
しぶや法人No.581の“ナンバープレースパズル”にご応募いただきありがとうございました。

神南	小林様
円山町	石井様
神宮前	上原様
恵比寿南	中東様
代々木	高橋様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

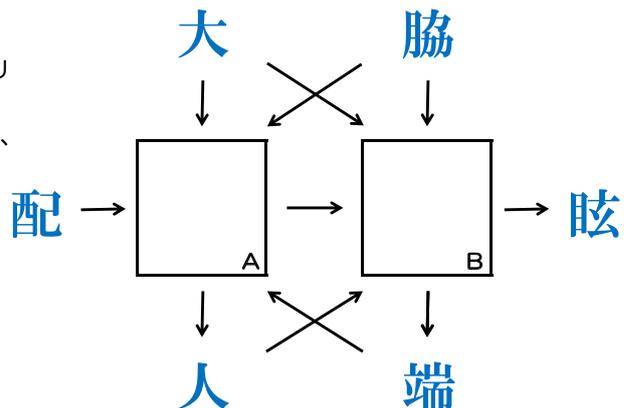
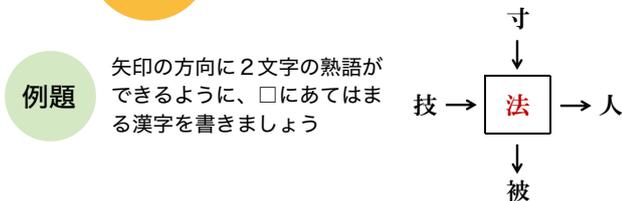
郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX：3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和5年6月30日金**（消印有効）とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースパズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

パズル・熟語づくり

提供：(株)ニコリ

問題 矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう



全国儀式サービスをよろしく。

「すべてワンストップ」編



ブラックジャックによるしく 佐藤秀峰

すべてワンストップだから便利で安心。

自分や家族・親族の万一の時の

福利厚生制度「葬儀支援サービス」

いざという時は、私たちにお任せください。

制度運営

全国儀式サービス

24時間
365日対応

相談無料

葬儀のご手配・ご相談はこちら



0120-421-493

遺品整理・相続手続きのご相談はこちら



0120-204-122

しぶや法人 第582号 / 令和5年6月1日発行 (隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)